

令和5年度 後期課程学校生活のきまり

横浜市立義務教育学校 緑園学園

生徒支援指導部

緑園学園の生活の3本柱 ～時間を守る・マナーを守る・安全に心がける～

1. 登校

(1) 登校に際しての留意点

- ア 標準服を正しく着用して、通学路の交通安全に十分に気を配って登校する。
- イ 遅刻をしないように登校し、元気よく挨拶を交わす。
- ウ 部活動の朝練習は7時以降とする。(但し、担当職員が不在の時は活動できない)
- エ 登下校に際しては、自転車等を利用しない。
- オ 登校後に忘れ物を取りに帰らない。

(2) 遅刻の扱いについて

- 8時25分の時点で、教室で遅刻を確認する。(着席していなければ遅刻)
- 遅刻して登校した場合は、必ず職員室へ寄り、学年、学級、氏名と、遅刻した旨を伝える。

2. 昇降口

(1) 靴入れの利用

- ア 1段上のフロア部分には、下履きで上がらない。
- イ 自分の靴は、定められたところに置く。(下駄箱の上には物を置かない)

(2) 上履き

- 校内は指定の上履きを正しく履いて活動する。上履きを忘れた場合は職員室で借りる。(後日、洗って返却)

3. 集会・朝学活

(1) 全校集会(学年集会)

- 学年委員は、学級生徒を教室前で整列させる。きちんと整列し、私語をつつしむ。

(2) 朝学活 [8時25分～8時35分]

- ア 8時25分までに教室に入室し、朝学活ができるよう準備を整えて着席していること。
- イ 朝学活のプログラムを各教室内で進める。

4. 学習

- (1) 必ず、始業時間前に授業に必要な準備をする。授業に必要なものを忘れない。
- (2) 始業前に着席していること。学習中(自習中)は、他人に迷惑をかけない。

5. 10分休み

- (1) 次の授業の準備をする。(教室の移動、着替え、トイレ等を済ませる)
- (2) 他人に迷惑をかける行為、危険な行為はしない。

6. 給食

- (1) 学級担任(または副担任)とともに決まった時間にとる。
 - *昼食終了の時間まで、席を立たない。食べ歩きをしない。
- (2) 石鹸で手を洗い、帽子とマスクを着用し、髪の毛は帽子の中に入れる。
 - 給食当番は配膳前の健康チェックを行い、白衣を着て作業する。

7. 昼休み

- (1) グラウンドを使用することができる。
- (2) 雨天時は、校舎内で静かに過ごす。走り回るなど危険な行為は絶対にしない。
- (3) 5時間目開始5分前になったら活動をやめ、授業の準備に入ること。

8. 下校

(1) 下校時間

- ア 一般生徒 …… 速やかに下校する。
- イ 部活動生徒 …… 平日 18:00 (3/15～9/14)
(完全下校) 17:30 (9/15～10/14・2/15～3/14)
17:00 (10/15～2/14)

- ウ 委員会生徒 …… 担当職員の指示を受け、完全下校時刻までに終了する。
- エ その他の残留生徒…学級の活動等は、委員会生徒の扱いに準じる。

- (2) 下校時に寄り道、買い食いをしない。
- (3) 交通安全・マナーに気を配り、なるべく複数で下校すること。(横に広がって歩かない)
- (4) 忘れ物を取りに戻ってこないように注意する。
- (5) 正門横の電子錠の解除ボタンは先生の許可なく勝手に押しはいけない。

9. その他

(1) 欠席・見学について

- ア 欠席、事前に理由がある遅刻は、保護者が8時25分までに連絡をする。
- イ 家庭から学校へ特別な連絡がある場合は、ロイロノートを活用したり電話連絡をする。

(2) 公共物、施設への愛護

- ガラスやその他の備品・トイレなどの公共の施設を傷つけたり、汚したり、破損したりしない。
- 万一、破損した場合は、速やかに職員に申し出る。(市弁済システムに準ずる)

(3) 落とし物や紛失の防止

- 持ち物には、学年・学級・氏名を必ず明記しておく。紛失した場合は、落とし物コーナーを確認し、職員に申し出る。

(4) 他学年のフロアや教室、テラスやベランダに許可なく行かない。

(5) 登校したら、下校時まで無断外出できない。忘れ物をしないように前日に確認し準備をすること。

- 休日や放課後に忘れ物を取りに来ないようにする。

(6) 職員室の入室について

- 原則として、入室不可。尚、用がある場合は、荷物を置き、上着を脱いで扉をノックし、学年・学級・名前を言って礼儀正しく声をかけ、用件を伝える。

(7) 保健室の利用について

- ア 体調の悪いときは授業担当の先生に断ってから保健室に行くこと。
- イ 一人で行けないときは、保健美化委員に付き添ってもらおう。(その際も必ず先生に断ってから)
- ウ 用事のない生徒は入室してはならない。

(8) 特別教室、事務室、印刷室、技術員室は、生徒だけで入室しない。

(9) 所持品について

- ア 持ち物、身につけるものには必ず記名すること。
- イ 金銭、貴重品、電子機器(スマホ・スマートウォッチ等)、マンガ、雑誌類、お菓子類、アクセサリ類、トランプなどのカードゲーム類など、学校生活に必要なものは持ってこない。
- ウ やむを得ず貴重品、金銭等を持ってきた場合は、朝のうちに必ず担任の先生に預ける。
また、部費等についても、朝のうちに顧問又は担任の先生に渡すこと。
- エ おしゃれ用品(ネックレス、ミサンガ、チタンネックレス、ペンダント、指輪、化粧品、装飾物 のついたヘアゴムやヘアピン等)は、身につけても、持ってきてもならない。
- オ 危険な物は持ってこない。＊刃物(ハサミ・カッター含)は持ち込み禁止
- カ その他持ち込み禁止物…ヘアワックス、香水、制汗スプレー(ガスを含むもの)、色付きリップクリームなど。
- キ 不要物を持ち込んだ場合は、担任が預かり、保護者に取りに来てもらう。
- ク 水筒を持ってきてよい。ペットボトルも可。(中身はお茶類・スポーツドリンク)
ただし、ビン、缶、紙パック類は持ってこない(学校でお茶の準備はできません) ゴミは必ず持ち帰ること。

(10) 身なりについて

☆基本的な心がまえ：『普段の学校生活から身なりを整え、いつでも次のステップに進める状況を作る』

- ア 標準服は、普段の学校生活から学ラン・ブレザーともにボタンをとめ、正しく着用すること。
- イ 標準服は、変形して身に付けてはいけない。ズボンの裾を折る、スカートを折る、切る、などは不可。
なお、スカートについては、ひざ丈を原則とする。
- ウ ワイシャツ、ブラウスは白。冬期でも必ず着用すること。夏期は紺のポロシャツでも可。
- エ 防寒のためにタイツを着用する場合は、黒、紺のものとする。
- オ ワイシャツや体操着の下に着るインナーは目立たないものとし、外からは見えないようにする。
- カ ワイシャツ、ポロシャツや体操着の裾は、ズボン・スカートの中にしまい、常に身だしなみを整えること。
- キ 冬季の防寒着として、コート、ウインドブレーカー、ベンチコートなどを着用 することができるが、校舎内での着用は不可とする。
パーカーの着用は 不可。
- ク 防寒具(マフラー、ネックウォーマー、レッグウォーマー、手袋)は、校舎内での着用は 不可。
- ケ スカートの下にウインドブレーカーやスウェットパンツを履いてはならない。
- コ 学生服・ブレザーの下にパーカー、ダウンベスト等を着用することは 不可。
- サ 学生服・ブレザーの下に、防寒のために、セーター・カーディガンを着用することは 可。
色は白・黒・紺・灰色・茶系のみとする。デザインや装飾が入っているものは 不可。
- シ 化粧・整髪料・マニキュア・毛染め・脱色・パーマ等の行為は一切禁止。また、髪形も前髪で表情を伺えないものや黒板の字が見えない等、学校生活に支障のないよう整えること。